

国連人権理事会の勧告

「外圧」にも耳を傾けてみませんか？

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

昨年11月、国連人権理事会の審査で、日本の死刑制度の廃止や死刑執行の停止などが強く求められました。

その勧告に対する日本政府の見解は速報によると次のようなものです。

「……各国から出された全217件の勧告に対して、145件を受け入れ、34件を受け入れ拒否、その他は留意などとした。……日本政府が受け入れを拒否したのは、死刑制度の廃止や一時停止を求める勧告、核兵器禁止条約への署名を求める勧告などだった。／死刑制度については、死刑制度を容認する国内世論を理由にした。……」

☆☆☆

勧告の中には、すぐに死刑制度を廃止できないにしても、死刑の執行を慎重に行うよう求めるものもありました。

イギリスの委員からは、再審請求中は執行をしないよう求める勧告も出されていました。

ところが、この勧告が出されて約1月後の12月19日に、東京拘置所で死刑が執行された2名は、いずれも再審請求中でした。

上川陽子法務大臣は人権理事会の勧告に反発するかのように人選を行い、執行命令書にサインしたのでした。

☆☆☆

「再審請求中は執行をしてはならないとすると、再審請求を繰り返されたら執行ができなくなる」というのが、法務省がこの勧告を受け入れられない理由だそうです。

再審の条件は「新規性」と「明白性」のある「新証拠」があるかどうかとされています。今回の死刑執行では、同じ理由で再審請求を繰り返しているとみなされた人たちが死刑を執行されたのでした。

でも、その再審を認めるかどうかは、本来、再審請求を出された裁判所が判断することです。執行された一人の再審では、弁護人が裁判所からの「求意見」という手続きに応じる準備をしていたところだったそうです。裁判所の判断を待たない執行に問題はないのでしょうか。

☆☆☆

再審請求中でも死刑の執行ができるとなれば、静岡地裁が「これ以上拘置を続けることは耐え難いほど正義に反する」と述べて再審開始決定を出し、釈放された袴田巖さんであっても、検察の抵抗（即時抗告）のため、未だ再審が開始されていない状態では、いつ執行されるかわからないということになります。そんな非道なことがあっていいのでしょうか。

☆☆☆

世界の多くの国（約140カ国）で、死刑は廃止・停止されています。死刑が廃止・停止されているから

こそ、冤罪で執行される危険もありません。人権理事会の勧告という「外圧」に耳を傾けてみてはどうでしょうか。